

医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準

(平成十五年十一月五日)

(厚生労働省告示第三百六十号)

改正 平成十八年厚生労働省告示第二百九十四号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五第一項第二号の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。

医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準

医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次のいずれかに該当する病院であること。

イ 平成十三年五月十六日健政発第五百二十九号厚生省健康政策局長通知「へき地保健医療対策事業について」に規定するへき地医療拠点病院

ロ 昭和五十二年七月六日医発第六百九十二号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に規定する次に掲げる病院

(1) 病院群輪番制等に参加している病院

(2) 共同利用型病院

(3) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院

ハ 平成十年六月十一日健政発第七百二十八号厚生省健康政策局長通知「地域医療研修施設の整備について」に規定する地域医療研修施設

ニ 昭和五十五年十一月四日医発第千百五号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に規定する腎移植施設

ホ 昭和五十七年一月二十二日医発第八十五号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に規定する老人デイケア施設

へ 昭和五十九年十月二十五日健政発第二百六十三号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設の整備について」に規定する共同利用施設

ト 削除

チ 平成七年四月三日児発第三百七十九号厚生省児童家庭局長通知「母子医療施設整備事業の実施について」に規定する周産期医療施設

リ 平成六年六月二十三日健政発第四百九十五号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に規定する研修医のための研修施設を整備する病院

ヌ 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第六十九条に規定する訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）の事業を実施している病

院

- ル 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの事業を実施している病院
- ヲ 基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た緩和ケアを行う病棟を有する病院
- ワ 外来患者に係る院外処方箋の割合が三十パーセント以上の病院
- カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条の八の規定に基づく指定を受けた病院
- コ 特掲診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十四号）に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアを行う病院
- ク 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十六項に規定する共同生活援助を実施している精神病院
- ケ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設を運営している精神病院
- コ 昭和三十七年四月十六日衛発第三百六十号厚生省公衆衛生局長通知「精神障害者社会復帰適応訓練事業の実施について」に規定する精神障害者社会適応訓練事業を実施している精神病院
- セ 平成十二年三月三十一日障第二百五十一号大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」に基づき実施される地域精神保健活動に対し協力及び支援を行っている精神病院
- ネ 病床数の五十パーセント以上が療養病床である病院

二 次のいずれかに該当する診療所であること。

- イ 山村振興法（昭和三十九年法律第六十四号）第七条第一項、離島振興法（昭和三十八年法律第七十二号）第二条第一項又は過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項の規定に基づく指定を受けた地域を含む市町村の区域に所在する診療所（当該市町村の区域に病院が存在しない場合に限る）
- ロ 基準病床数に比べて十パーセント以上病床が不足している二次医療圏（医療法（昭和三十三年法律第二百五号）第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。）内の区域に所在する診療所
- ハ 救急告示診療所（救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定に基づく認定を受けた診療所をいう。）又は平成十年六月一日健政発第六百八十九号厚生省健康政策局長通知「医療計画について」に規定する初期救急医療施設であって、休日及び夜間における救急医療の確保のために診療を行っている診療所

- ニ 特掲診療料の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た在宅末期医療を行う診療所
- ホ 特掲診療料の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た在宅時医学総合管理を行う診療所
- ヘ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを行うものとして指定を受けた診療所
- ト 訪問看護ステーションの事業を実施している診療所
- チ 外来患者に係る院外処方箋の割合が三十パーセント以上の診療所
- リ 特掲診療料の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアを行う診療所
- ヌ 病床数の五十パーセント以上が療養病床である診療所

附則（平成十八年厚生労働省告示第二百九十四号）

この告示による改正前の医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下「旧告示」という。）に基づき、医療法第四十二条第二項に規定する要件に該当するものとして定款又は寄附行為の認可の申請をした医療法人については、旧告示の規定は、なおその効力を有する。